**平成２５年（フ）第１５５４号**
埼玉県川口市西青木１丁目19番４号　関荘203号
債務者　中川　弘子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５８６号**
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｆ―1310
債務者　山崎　康宏
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１５９２号**
さいたま市岩槻区大字南下新井1918番地１
債務者　勝倉　祥子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第1号**
埼玉県川口市幸町３丁目８番25―310号　幸町公団
債務者　神田　　忠
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第３２号**
さいたま市緑区東浦和３丁目７番地11　ノーブルクレイン308
債務者　竹田　富子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１５号**
静岡県浜松市中区住吉１丁目36番５号、住民票上の住所静岡県浜松市南区東若林町1166番地　サンシャインコーポ307
債務者　永田　哲也
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第１２２号**
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ６号棟712号室
債務者　澤久保一男
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３０号**
横浜市瀬谷区本郷２丁目37番地14　ヒルズ本郷原２―208
債務者　月足　光則（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３３号**
横浜市港南区港南台６丁目１番18―101号
債務者　真田　幹也
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３５号**
栃木県宇都宮市宝木町１丁目275番地、前住所栃木県宇都宮市上田町918番地62
債務者　手塚二三夫
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３６号**
栃木県宇都宮市宝木町１丁目275番地、前住所栃木県宇都宮市上田町918番地62
債務者　手塚加代子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第４０号**
栃木県宇都宮市西川田７丁目２番２号
債務者　小池　健太
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第５号**
熊本県天草市亀場町亀川2332番地２
債務者　松本　利春
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月７日午前10時45分
熊本地方裁判所天草支部

## 破産手続終結

**平成２５年（フ）第８３１号**
東京都東村山市廻田町１丁目１番地９ハイビレッジ101
破産者　笹尾　拓司
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第２９２号**
岡山市北区宿本町８番19号
破産者　大森　滝登
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１００号**
佐賀県唐津市和多田大土井５番13号
破産者　株式会社川添産業
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２４年（フ）第１１６号**
最後の住所佐賀県唐津市重河内568番地
破産者　亡鶏尾浩貴相続財産
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部